

まん延防止等重点措置における措置内容 和歌山県の方針

県民・事業者への要請のうち主なもの

(1) 飲食店への営業時間短縮等 【法31条の6第1項】

	営業時間 酒類提供	人数制限
認証店	① 5時～21時 〔酒類提供 20時まで〕	同一グループ同一テーブルで 4人以下 ※県に制度適用を登録した 事業者が対象者全員検査 を実施した場合は5人以上 も可能 【法24条第9項】
※①②を 選択	② 5時～20時 〔終日酒類 提供不可〕	
非認証店	5時～20時 〔終日酒類 提供不可〕	同一グループ同一テーブルで 4人以下

(2) 施設の使用制限等 【法31条の6第1項】

- ◎入場する者の整理、入場者に対するマスクの着用、利用者の適切な距離の確保等を実施すること

(3) イベントの開催制限 【法24条第9項】

- ◎参加者が5,000人を超えるイベント
 - 感染防止安全計画等
- ◎参加者が1,000人を超えるイベント
 - 開催予定報告書

(4) 外出・移動

- ◎不要不急の外出を自粛すること 【法24条第9項】
- ◎不要不急の都道府県間の移動は、極力自粛すること（対象者全員検査を受けた者は除く。）
【法24条第9項】
- ◎営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと 【法31条の6第1項】

措置区域：県内全域

期間：特措法第31条の4第3項に基づき、国が公示する期間